

# 港湾環境整備負担金制度について

東京港港湾管理者

## はじめに

港湾は物資物流の拠点として、諸々の事業活動の集積が特に著しい場です。近年、環境問題に対する意識はますます高揚しており、港湾の環境の整備、保全は必要性を増しています。

港湾環境整備負担金は、港湾の環境の整備及び保全のための制度の一環として、昭和48年7月の港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正により設けられた制度です。

この制度は、八大港（東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関及び北九州港）相互の間で連絡をとりながら実施を進めて参りました。

港湾管理者として、厳しい経済環境を充分認識し、合理的な方法で、良好な港湾環境を永続的に確保するよう努力したいと考えておりますので、この制度に関係されます事業者の方々には、制度の趣旨等を充分御理解していただくとともに、制度の円滑な運用に御協力をくださいますようお願いいたします。

# 目 次

## 1 港湾環境整備負担金制度について…………… 1

### **港湾環境整備負担金制度の概要**

(1) 制度の趣旨 ……………	1
(2) 対象となる工事……………	1
(3) 対象となる事業者……………	2
(4) 負担区域……………	3
(5) 負担金の計算……………	3
(6) 事業場及び敷地面積の取扱い……………	3
(7) 負担金の徴収……………	5
(8) 負担金の減免又は免除……………	5
(9) 東京都港湾審議会と負担金制度の関係……………	5
(10) その他……………	5

## 2 東京都港湾環境整備負担金実施要領…………… 6

## 3 制度のフローチャート…………… 8

## 4 港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積届出書について…………… 9

(参 考) 多階層建築物における敷地面積計算例…………… 13

(記入例) …………… 14

# 1 港湾環境整備負担金制度について

## 港湾環境整備負担金制度の概要

### (1) 制度の趣旨

この制度は、港湾管理者（以下「管理者」といいます。）が港湾区域又は臨港地区内で一定以上の敷地面積で事業を行っている事業者（以下「事業者」といいます。）に対し、港湾環境を整備し、又は保全するための工事（以下「工事」といいます。）費用の一部を負担していただくための制度です。

港湾は諸々の事業活動が集積されて行われる場です。港湾の環境整備及び保全の必要性は、主としてこれらの事業活動に関連があり、その効果は港湾で事業活動を営んでいる事業者にも及ぶこととなります。

そのため、工事費用の一部の負担を事業者に求めることで、社会的公平の実現を図るという観点から、この制度が設けられております。

この負担金は、個々の事業者と工事との間の原因、受益の程度やその因果関係が明らかでない場合においても、港湾に立地する工場又は事業場を一つの集団として把握し、事業者に負担を求めるということで、原因又は受益が特定している港湾法第43条の3の原因者負担金や、同法第43条の4の受益者負担金又は公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく事業者負担金とは異なります。

### (2) 対象となる工事

管理者が港湾の環境を整備又は保全することを目的として実施する工事のうち、管理者が指定し告示したものが対象となります。

#### ①管理者が指定できる工事の種類

- ア 港湾公害防止施設<sup>\*1</sup>（敷地を含む。）の建設、改良の工事
- イ 港湾公害防止施設<sup>\*1</sup>（敷地を含む。）の維持の工事
- ウ 港湾環境整備施設<sup>\*2</sup>（敷地を含む。）の建設、改良の工事
- エ 港湾環境整備施設<sup>\*2</sup>（敷地を含む。）の維持の工事
- オ 港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理のために行う工事

カ 港湾における汚濁水の浄化のために行う工事

キ 港湾における漂流物の除去その他の清掃のために行う工事

\*<sup>1</sup> 公害防止施設とは、汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設をいいます。

\*<sup>2</sup> 港湾環境整備施設とは、海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等の港湾環境の整備のための施設をいいます。

## ②工事の指定

工事の指定については、東京都公報で告示をします。告示する内容は、対象工事の種類、工事の実施された場所、工事が完了した日、工事に要した費用及び負担区域等です。

## (3) 対象となる事業者

工場又は事業場の土地所有者ではなく、現実に当該敷地で事業を営んでいる事業者を対象としています。

その事業者のうち、工事が完了した日（毎年3月31日）に、現に負担区域内にある事業場\*<sup>1</sup>の敷地面積（水面を含む。）の合計が1万平方メートル以上となる事業者\*<sup>2</sup>が、対象となります。

ただし、港湾公害防止施設及び港湾環境整備施設の建設又は改良の工事である場合（（2）①管理者が指定できる工事の種類のア、ウ）は、上記の事業者だけでなく、工事の完了した日以降10年間は次の条件に該当する事業者も対象となります。

① 今まで対象外であったが、新たに敷地面積の合計が1万平方メートル以上となる事業者

② 以前より対象事業者であったが、事業拡張等により事業場の面積が増加した事業者（増加した敷地が対象となります。）

この場合、該当となった時点以前の10年間に実施した工事費について、経過年数に応じた減額措置がありますが、負担金の対象事業者となります。

ただし、以前の事業者が負担済みの敷地については除外されます。

\*<sup>1</sup> 一定の目的のもとで継続的に事業活動が行われる場所をいい、営利、非営利を問いません。

\*<sup>2</sup> 事業場を直接的に管理運営しているもので、継続的に事業活動を行うものをいいます。

#### (4) 負担区域

対象となる事業者や負担額を決定する場合に、基準となる区域です。負担区域は、工事の目的等によって次のように区分されます。

##### ① 港湾公害防止施設及び港湾環境整備施設に係る工事の場合（主として陸域の環境整備、保全に資する工事）の負担区域

都市計画法（昭和43年法律第 100号）又は港湾法の規定により定められた臨港地区（工事の種類により、予定埋立区域<sup>\*1</sup>を含む場合もあります。）を一括した区域

##### ② 負担対象工事が①に掲げる工事以外になる場合（主として水域の環境整備、保全に資する工事）の負担区域

臨港地区及び港湾法の規定により定められた港湾区域を一括した区域

<sup>\*1</sup> 予定埋立区域とは、工場又は事業場用地として公有水面埋立法（大正10年、法律第57号）の免許を受けた水域等であって、10年以内に臨港地区に指定される予定の区域をいいます。

#### (5) 負担金の計算

##### ①負担金の算定式

$$\begin{array}{c} \text{工事費用} \\ \times \\ \text{負担割合} \\ \times \\ \frac{\text{各事業者の敷地面積}}{\text{負担区域全体の工場又は事業場の総敷地面積}} \\ = \\ \text{負担金額} \end{array}$$

負担割合は1/2 ですが、管理者が対象となる工事の種類、規模等を考慮して、1/2 未満としている場合があります。

また、工事の種類によって負担区域が異なるため、種類ごとに算定します。

##### ②工事費用の範囲

工事費用には、工事費以外に事務費も含まれます。

##### ③事業者の負担額

対象となる工事の種類や規模等が毎年異なるため、負担額も毎年変動します。

## (6) 事業場及び敷地面積の取扱い

### ①事業場の具体的な範囲

臨港地区内においては、事業活動のために使用している工場、倉庫、事務所、上屋、野積場、駐車場等の敷地が対象となります。除外されるものとしては、公衆用道路、公園等があります。

港湾区域においては、貯木場、水域占用許可等を受けた面積が対象となります。

### ②借地面積の取扱い

負担金の対象となる事業場の敷地面積には、事業者の所有地だけでなく、専用的に用地を借用して事業を行っている場合は、その借地についても敷地面積として取り扱います。

### ③共同使用面積の取扱い

同一の建物の階層を、それぞれ異なる事業者が区分して使用する場合があります。この場合の敷地面積の算定は、事業場の総延床面積に対する各事業者の使用面積の割合で、その建物の敷地面積を按分計算することになります。

### ④敷地面積の集計方法

事業場が分散して立地している場合には、それぞれの敷地面積を全て集計したものが対象面積となります。

#### (事例) 負担区域内に次のような事業場がある場合

臨港地区内	○町○丁目	3,000㎡…… a
	×町×丁目	5,000㎡…… b
	△町△丁目	4,000㎡…… c
港湾区域内	水域占用面積	2,000㎡…… d

ア 陸域の環境整備、保全に資する工事の場合の対象面積の合計は、  
12,000㎡になります。(a + b + c)

イ 水域の環境整備、保全に資する工事の場合の対象面積の合計は、  
14,000㎡になります。(a + b + c + d)

### ⑤敷地面積の決定

敷地面積については、事業者が届け出をした内容を基に、管理者が調査、確認を行い決定します。

## **(7) 負担金の徴収**

手続きの流れについては、3 制度のフローチャートのとおりです。

負担金の徴収権は、港湾法の規定により管理者に賦与されており、滞納があった場合は、地方税法に定める滞納処分の例により徴収することとなります。

## **(8) 負担金の減額又は免除**

### **①負担金の不徴収対象者**

国及び地方公共団体は、対象者から除外されます。

### **②負担金の軽減対象者**

離島航路整備法（昭和27年法律第 226号）に基づく航路補助金の交付を受けている者等、管理者が特に必要と認める者は、負担金の減額を認める場合があります。

## **(9) 東京都港湾審議会と負担金制度の関係**

港湾法の規定により、負担区域の定め方、負担対象工事の指定等、負担の基礎となる内容について、東京都港湾審議会の意見をきくことになっています。

理由としてはこの負担金が原因者及び受益者負担金と異なり、個々の負担者と対象工事との間の原因、受益の程度や因果関係が明らかでない場合においても負担させることができることから、負担対象事業者の負担が過重又は不公平にならないようにするためです。

## **(10) その他**

事業場敷地面積の届出書類等に、不備又は不明な事項がある場合は、事業者に対して直接説明を求めたり、管理者自ら事業場等の立入調査を行ったりする場合があります。

## 2 東京都港湾環境整備負担金実施要領

### 1 負担対象工事

- ① 緑地の建設・改良工事（緑地、休憩所、広場、植栽等）
- ② 緑地の維持工事（上記施設の維持工事）
- ③ 漂流物の除去その他の清掃工事（水面清掃）

### 2 負担区域

全港一区とする。

- ① 臨港地区
- ② 港湾区域

### 3 負担対象事業者となる基準面積

工場又は事業場の敷地面積が1万平方メートル以上とする。

### 4 負担割合

- ① 緑地の建設・改良工事 ..... 1 / 16、1 / 8、1 / 4
- ② 緑地の維持工事 ..... 1 / 8、1 / 4、1 / 2
- ③ 漂流物の除去その他の清掃工事 ..... 1 / 5

### 5 軽減措置

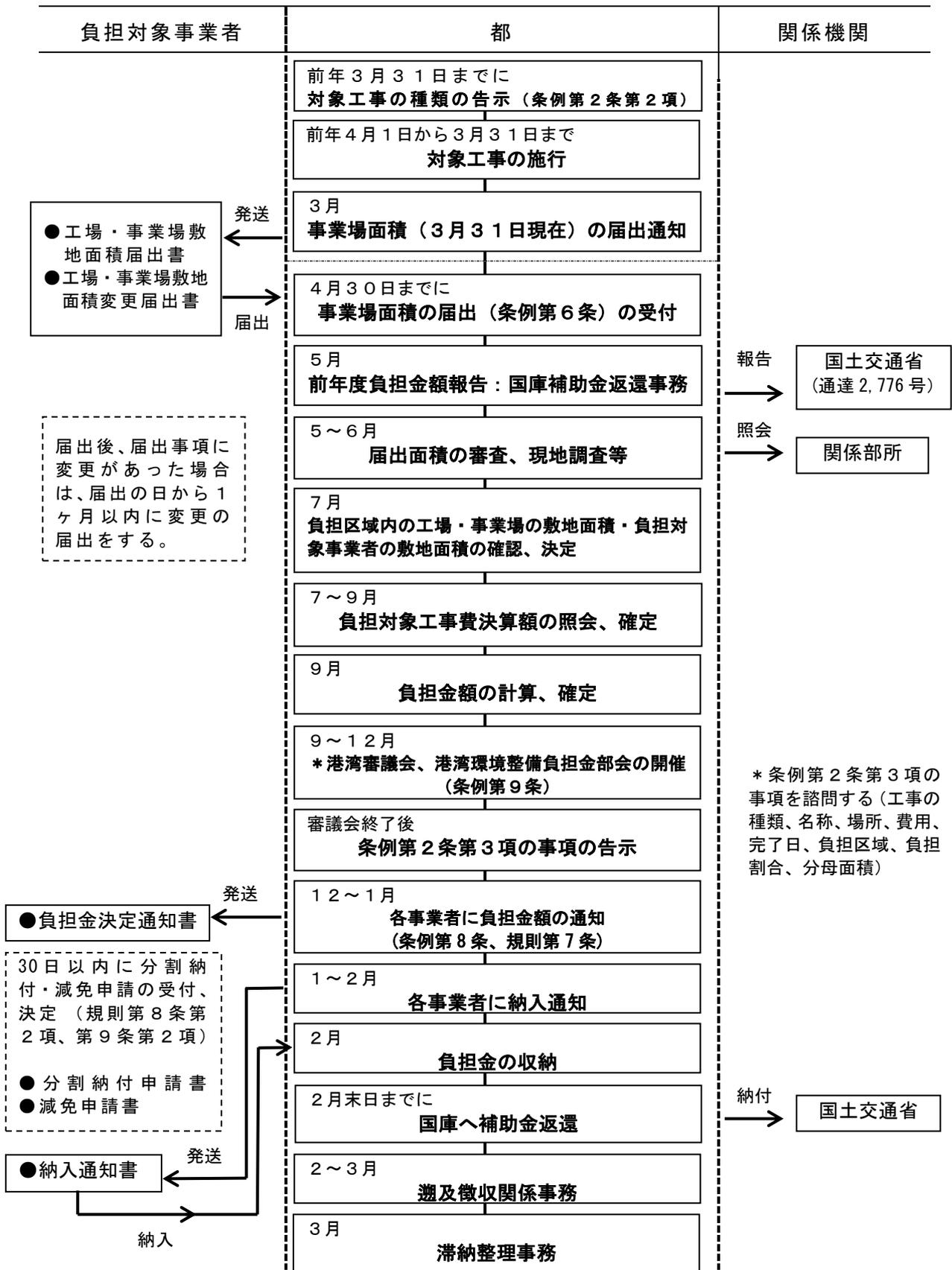
次の場合に負担金の軽減措置を考慮する。

- ① 離島航路整備法（昭和27年法律第 226号）に基づく航路補助金の交付を受けている者。
- ② 港湾の環境の整備又は保全のための公共の緑地等を港湾管理者の指導により事業者自らが整備するか、又はそのための用地を提供した事業者であって、その緑地等の規模が工場又は事業場の規模に比して相当程度以上に達していると港湾管理者が認める者。
- ③ その他これらに準ずる事業者

## **6 東京都港湾審議会の意見徴収**

負担金を徴収するために、毎年1回東京都港湾審議会の意見を聴取する。

### 3 制度のフローチャート



## 4 港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積届出書について

### (1) 届出書の提出期限と根拠

この届出書（第1号様式）は、東京都港湾環境整備負担金条例第6条第1項の規定に基づき、毎年3月31日現在で1万平方メートル以上の敷地面積を有する事業者が、毎年4月30日までに提出することとなっています。

届け出た敷地面積が変更になった場合は、同条例第6条第3項及び規則第5条第2項により、その日から一月以内に変更届出書（第2号様式）を提出してください。

### (2) 届出書の記入の仕方

記入例を参考にしてください。

各項目についての注意事項は次のとおりです。

#### ①住所及び氏名欄

届出義務を有する事業者の代表者名で提出します。代表権のない場合は代表者の委任状の添付が必要です。

なお、事業場敷地が各支店に分かれている場合には、それらを統括する代表者が一括して届け出ます。

#### ②臨港地区欄

工場又は事業場として、一定の目的のもとに継続的に事業活動を行っている敷地（陸域）を、すべて記入してください。

例：自社所有地、借地によるもののほか、東京都港湾管理条例等の規定に基づき野積場、上屋、荷役連絡所、船客待合所、港湾施設用地として定期使用許可を受けているもの等。

### ③港湾区域欄の記入

東京都から占用許可等を受けている水域について記入します。

例：港湾法による水域占用許可及び東京都港湾管理条例による貯木場使用許可等。

### ④工場又は事業場の所在地欄

臨港地区… 住居表示に基づく町丁目番号を記入します。

港湾区域… 東京都の水域占用許可書又は貯木場使用許可書に記入されている許可の場所を記入します。

### ⑤敷地面積欄

ア 3月31日現在の面積を記入します。

イ 所有地の場合は、登記簿面積を記入します。

所有地のうち、全部を他者に貸している場所は除きます。一部を貸している場合は、エの共同使用になります。

ウ 借地の場合は、借地契約書等の面積を記入します。

エ 共同使用の場合は、事業場敷地の全体面積を、事業場の延床面積に対する、各事業者の使用面積の割合で按分し算出した面積を記入します。

多階層建築物における共同使用の場合は工場・事業場敷地の総面積（共同部分を含む土地全体の面積）に、



## ※添付書類

東京都港湾環境整備負担金条例施行規則第5条第3項に基づき、工場又は事業場の面積を証する書類、位置図、平面図、その他知事が必要と認める書類を添付してください。

区 分	添 付 書 類
所 有 の 場 合	1 位置図 2 平面図 3 登記簿謄本の写し又は売買契約書の写し等。 ※ 所有地の一部を貸し付けている場合は、その部分を平面図に図示し、賃借関係を証する書類の写しを添付してください。
借 用 の 場 合	1 位置図 2 平面図 3 借用を証する書類（賃借契約書等の写し）
共同使用の場合	1 位置図 2 平面図 3 共同使用を証する書類（賃借契約書等の写し）
東京都から占用又は使用許可を受けている場合	1 位置図 2 平面図 3 許可書の写し

(注) 位置図は、A4のものを使用してください。

平面図は、縮尺1/500以上のもので使用面積部分を明記してください。

**※ 敷地に変更のない場合は、添付書類を省略できます。**

(参考) 多階層建築物における敷地面積計算例

	事 例 (1)	事 例 (2)	事 例 (3)
使用形態			
	2,000m <sup>2</sup> 20,000m <sup>2</sup> 2,000m <sup>2</sup>	20,000m <sup>2</sup> 4,000m <sup>2</sup>	2,800m <sup>2</sup> 2,240m <sup>2</sup>
専有面積	A : 15,000m <sup>2</sup> B : 5,000+20,000=25,000m <sup>2</sup> C : 20,000m <sup>2</sup>	A : 15,000m <sup>2</sup> B : 3,000+18,000=21,000m <sup>2</sup> C : 16,000m <sup>2</sup>	A : 2,240+(5,040×2)+77=12,397m <sup>2</sup> B : 2,800m <sup>2</sup>
敷地面積	A : $24,000 \times \frac{15,000}{20,000 \times 3} = 6,000\text{m}^2$ B : $24,000 \times \frac{25,000}{20,000 \times 3} = 10,000\text{m}^2$ C : $24,000 \times \frac{20,000}{20,000 \times 3} = 8,000\text{m}^2$	A : $24,000 \times \frac{15,000}{(18,000 \times 2) + 16,000} = 6,923.07\text{m}^2$ B : $24,000 \times \frac{21,000}{(18,000 \times 2) + 16,000} = 9,692.30\text{m}^2$ C : $24,000 \times \frac{16,000}{(18,000 \times 2) + 16,000} = 7,384.61\text{m}^2$	A : $5,040 \times \frac{12,397}{(5,040 \times 3) + 77} = 4,111.39\text{m}^2$ B : $5,040 \times \frac{2,800}{(5,040 \times 3) + 77} = 928.60\text{m}^2$
備考			記入例参照

(届出書記入例)

第1号様式(第5条関係)

港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積届出書								
年 月 日								
東京都知事 殿								
住所 千代田区〇〇町一丁目1番1号 氏名 〇〇倉庫株式会社 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>								
第1項 東京都港湾環境整備負担金条例第6条 第2項 の規定により、工場又は事業場の敷地面積等を次 附 則 第2項 のとおり届け出ます。								
工場又は事業場の所在地	敷地面積	専用面積	使用根拠	使用開始年月日	事業内容	摘 要		
臨 港 地 区	港区港南5-1-1	8,000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	使用許可	17.10.1	野積場	○東港運第〇〇号A社から借用	
	江東区新木場3-1-1	10,000		借用	50.6.30	工場		
	江東区辰巳3-1-1	5,000		所有	58.12.1	事務所		
	大田区東海5-1-1	4,111.3	12,397	共有	8.9.1	倉庫		B社と共有
	$\left[ \begin{array}{l} \text{敷地面積 } 5,040\text{m}^2 \text{ 事業者専用総床面積 } 15,197\text{m}^2 \\ 5,040 \times \frac{12,397}{15,197} = 4,111.3 \end{array} \right]$							
港区海岸3-1-1	12,500	10,000	共有	52.3.20	倉庫	C社、D社、E社の4社と共有		
(1) 小 計		39,611.3						
港 湾 区 域	江東区新砂地先	51,000		占用許可	17.4.1	貯木場	○東港港水第〇〇号 ○東港港水第〇〇号	
	品川区東品川1-1	3,000		"	4.4.1	船舶係留		
	(2) 小 計		54,000					
(1)+(2) 合 計		93,611.3						

備考 1 専用面積欄は、1団の用地を2以上の事業者が使用する場合にあってはその専用面積、1つの建築物を2以上の事業者が使用する場合にあってはその床面積を記入すること。  
2 使用根拠欄は、所有、借用、共有又は占用許可等の区分を記入すること。

担当者名	氏 名	電 話 番 号
〇 〇 部	〇〇 〇〇	(00) 0000-0000

( 変更届出書記入例 )

第 2 号様式 ( 第 5 条関係 )

港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積変更届出書

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所 千代田区〇〇町一丁目 1 番 1 号

氏 名 〇〇倉庫株式会社

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印

法人にあってはその主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名

東京都港湾環境整備負担金条例第 6 条第 3 項の規定により、工場又は事業場の (敷地面積、専用面積、使用根拠、事業内容) の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の所在地		届 出 済 事 項		変 更 後 の 事 項			摘 要
		敷地面積	その他の事項	変更年月日	敷地面積	その他の事項	
臨 港 地 区	港区港南5-1-1	10,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	野 積 場	17. 10. 1	8,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	野 積 場	○東港運第〇〇号
	港区港南5-2- 1	100	事 務 所	17. 9. 1	0		F社に返還のため
	(1) 小 計	10,100 (41,711.3)			8,000 (39,611.3)		
港 湾 区 域	江東区新砂地先	30,000	貯 木 場	17. 4. 1	51,000		○東港港水第〇〇号
	(2) 小 計	30,000 (33,000)			51,000 (54,000)		
(1)+(2) 合 計		40,100 (74,711.3)			59,000 (93,611.3)		

備考 1 敷地面積、専用面積、使用根拠、事業内容のうち変更のあった事項を○で囲み、専用面積、使用根拠、事業内容の変更があつた場合にあつては、その内容をその他の事項欄に記入すること。

担当者名	氏 名	電 話 番 号
〇 〇 部	〇〇 〇〇	(00) 0000-0000